

グリーン購入法

循環型社会形成推進基本法に則り、より環境負荷の少ない物品を選択・調達することを義務付けられています。

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)

国の機関(国会・各省庁・裁判所等)や独立行政法人等が率先して、環境負荷の低減につながる原材料・部品・商品(環境物品)の調達を総合的かつ計画的に推進。それら物品を流通や価格の面から購入しやすい市場を形成することで、一般に広く普及を促すことを目的とするものです。

各機関に定められた責務の内容

<p>①国 国は「環境物品などの調達を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定めなくてはならない。」</p>	<p>③地方自治体 「努力義務」という位置づけであるが、地方自治体も毎年度、調達方針を作成して、それに基づき調達を推進することが期待されている。</p>
<p>②国の各機関(国会や裁判所、各省庁、独立行政法人など) 国の各機関は毎年度、以下の内容を行わなくてはならない。 (1)「調達方針」を作成し、公表する。(2)調達方針に基づき、調達を推進する。 (3)調達実績を取りまとめ、公表し、環境大臣へ報告する。</p>	<p>④事業者および国民 事業者と国民の責務として、物品などの購入の際には「できる限り環境物品を選択するよう努めること」と定められている。</p>

情報の提供

<p>○製品メーカー等 製造する物品等についての適切な環境情報の提供</p>	<p>○環境ラベル等の情報提供団体 科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供</p>	<p>○国(政府) ・メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理・分析して提供 ・適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討</p>
--	--	--

特定有害物質の使用制限に関するRoHS指令について

欧州では、EU加盟国内で販売される電気・電子機器に含まれる6種類の特定有害物質^{*1}の使用を規制するRoHS指令^{*2}が発効しています。2006年7月以後、一部の用途を除いて特定有害物質の含有が原則として禁止されています。グリーン購入法においても、こうした動きを受けて、特定の化学物質の含有情報の表示・公表について、「判断の基準^{*3}」に追加しています。

*1 特定化学物質 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定臭素系難燃剤(PBB,PBDE) *2 RoHS指令 電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び閣僚理事会指令
*3 含有率基準値はJIS C 0950:2008附属書Aの表A・1及び附属書Bによります。

平成31年度改正のポイント

平成31年2月8日閣議決定

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更が、平成31年2月8日に閣議決定されました。今回の変更では、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一事項において複数の基準値(「基準値1」(より高い性能を示すもの)「基準値2」(最低限満たすべきもの)が設定されました。さらに、配慮事項(特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項)の一部追加、判断の基準へ格上げされました。

基本方針 2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達等の調達の推進に関する基本的事項 (1) 基本的考え方 イ.判断の基準等の性格において、以下が変更されました。下線部分が追加されました。

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、同一事項において複数の基準値を設定する。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。なお、判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準値1」を、最低限満たすべきものとして「基準値2」を設定する。各機関において、可能な限り「基準値1」による調達を推進するものとし、早期に「基準値2」から「基準値1」による調達への移行が期待される。

今回の変更では、特定調達品目に1品目(印刷機能等提供業務(役務))が追加され、24品目の判断の基準等の見直しが行われ、21分野276品目となりました。照明関連では、判断の基準等が変更になりました。

■平成31年度の主な変更点(照明に関わるものを抜粋)

12. 照明

12-1 照明器具

(1)品目及び判断の基準等: LED照明器具の【判断の基準】における基準1、基準2の新設、及び【配慮事項】における調光制御の追加

【判断の基準】

①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。

ア.基準値1は、固有エネルギー消費効率を表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率を表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。
イ.基準値2は、固有エネルギー消費効率を表1-2に示された基準を満たすこと。

【配慮事項】

調光制御の追加

表1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー効率の基準1(投光器及び防犯灯を除く。)の新設

昼光色、昼白色、白色:基準値1 144lm/W以上、温白色、電球色:102lm/W以上

備考)ダウンライトかつ器具埋込寸法300mm以下 昼光色、昼白色、白色:114lm/W以上、温白色、電球色:96lm/W以上 高天井器具のうち、昼光色、昼白色、白色:100lm/W以上→156lm/W以上

表1-2 LED照明器具に係る固有エネルギー効率の基準2(投光器及び防犯灯を除く。)の新設 …基準値は平成30年2月と変更なく、今年度は基準2として位置付け新設されました。

昼光色、昼白色、白色:基準値1 120lm/W以上、温白色、電球色:85lm/W以上

備考)ダウンライトかつ器具埋込寸法300mm以下 昼光色、昼白色、白色:95lm/W以上、温白色、電球色:80lm/W以上 高天井器具のうち、昼光色、昼白色、白色:130lm/W以上

各商品の判断の基準と配慮事項

LED照明器具

判断の基準

①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。

ア.基準値1は、固有エネルギー消費効率を表1-1に示された基準を満たすこと、又は、固有エネルギー消費効率を表1-2に示された基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。

イ.基準値2は、固有エネルギー消費効率を表1-2に示された基準を満たすこと。

ウ.演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。

②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。

ア.固有エネルギー消費効率を表2に示された基準を満たすこと。

イ.演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。

③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。

④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトで容易に確認できること。

配慮事項

①初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。

②分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。

④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑤包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

表1-1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値1
(投光器及び防犯灯を除く。)

光源色	固有エネルギー消費効率	備考
昼光色	144lm/W以上	1 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする(表1・2及び表2において同じ)。 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。 3 ダウンライトのうち、器具埋込寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を114lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を96lm/W以上とする。 4 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を156lm/W以上とする。
昼白色		
白色		
温白色	102lm/W以上	
電球色		

表1-2 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準値2
(投光器及び防犯灯を除く。)

光源色	固有エネルギー消費効率	備考
昼光色	120lm/W以上	1 ダウンライトのうち、器具埋込寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。 2 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/W以上とする。
昼白色		
白色		
温白色	85lm/W以上	
電球色		

表2 投光器及び防犯灯に係る固有エネルギー消費効率の基準

光源色	固有エネルギー消費効率	
	投光器	防犯灯
昼光色	105lm/W以上	80lm/W以上
昼白色		
白色		
温白色	90lm/W以上	対象外
電球色		

LEDを光源とした内照式表示灯

判断の基準

- ①定格寿命は30,000時間以上であること。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイトで容易に確認できること。

配慮事項

- ①分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。
- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ⑤包装材料等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

備考:

- 1 本項の判断の基準の対象とする「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)」に定める誘導灯は、LED照明器具には含まれないものとする。
- 2 本項のLED照明器具の「LED照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 3 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)及びJIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法・第2部:LEDモジュール及びLEDライティング)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 4 本項のLED照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。
- 5 本項のLED照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束11,000lm以上のものをいう。
- 6 本項のLED照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。
- 7 本項のLED照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
- 8 本項のLED照明器具の「LEDモジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法・第3部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。
- 9 LED照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2011(照明器具・第5部:配光測定方法)に準ずるものとする。
- 10 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロピレニル並びにポリプロピレニルエーテルをいう。
- 11 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有率が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。
- 12 本項の「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。
- 13 本項のLEDを光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が50%まで減衰するまでの時間とする。
- 14 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 15 調達を行う各機関は、安全管理・品質管理が十分なされたもの、比較検討の上、選択するよう留意すること。
- 16 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

蛍光ランプ(大きさの区分40形 直管蛍光ランプ)

判断の基準

- 次のいずれかの要件を満たすこと。
- ①高周波点灯専用形(Hf)である場合は、次の基準を満たすこと。
 - A. ランプ効率が100lm/W以上であること。
 - イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。
 - ウ. 管径は25.5(±1.2)mm以下であること。
 - エ. 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。
 - オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。
 - ②ラビッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。
 - A. ランプ効率が85lm/W以上であること。
 - イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。
 - ウ. 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。
 - エ. 水銀封入量は製品平均5mg以下であること。
 - オ. 定格寿命は10,000時間以上であること。

配慮事項

- 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

電球形蛍光ランプ

判断の基準

- 次のいずれかの要件を満たすこと。
- ①電球形LEDランプである場合は、次の基準を満たすこと。
 - A. ランプの種類及び形状がA形であって、口金の種類がE26又はE17の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。
 - イ. 上記A以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。
 - ウ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
 - エ. 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。
 - ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。
 - A. エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。
 - イ. 水銀封入量は製品平均4mg以下であること。
 - ウ. 定格寿命は6,000時間以上であること。

表1 A形(E26又はE17口金)の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	110lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

備考:

- 次のいずれかに該当する場合は、表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。
- ①電源電圧50V以下のもの
 - ②平均演色評価数Raが90以上のもの

表2 電球形LEDランプに係るランプ効率の基準(A形(E26又はE17口金)以外のもの)

光源色	ランプ効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

備考:

- 調光・調色対応の電球形LEDランプについては、表2の光源色の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

表3 電球形蛍光ランプに係る基準エネルギー消費効率

蛍光ランプの大きさの区分	区分		基準エネルギー消費効率
	大きさの区分	蛍光ランプの光源色	
10	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	60.6
		蛍光ランプが露出していないもの	58.1
		電球色	55.0
15	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	67.5
		蛍光ランプが露出していないもの	65.0
		電球色	60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	72.4
		蛍光ランプが露出していないもの	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	69.5
		蛍光ランプが露出していないもの	66.4
		昼光色	65.2
		蛍光ランプが露出しているもの	62.3

備考:

- 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電球形蛍光ランプ」には含まれないものとする。
 - A. 蛍光ランプに反射鏡を有する構造のもの
 - B. 光束を調節する機能を有するもの
 - C. 鶏倉用に設計されたもの
 - D. 蛍光ランプが分離できるもの
 - E. 蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの
- 2 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、JIS C 7620-2に規定する大きさの区分をいう。
- 3 エネルギー消費効率の算定方法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第54号(平成22年3月19日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

グリーン購入法

配慮事項

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。(蛍光ランプ、電球形のランプ共通)

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形LEDランプ」又は「電球形蛍光ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等は除く。
- 2 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 3 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。
- 4 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球形以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形のランプ」に含まれないものとする。
- 5 本項の「電球形LEDランプ」とは、一般照明として使用する白色LED使用の電球形のランプとする。
- 6 本項の電球形LEDランプの「ランプの種類及び形状がA形」とは、JIS C 8158(一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧50V超))に規定する種類及び形状を表す記号が「A形(LDA)」であるものをいう。また、「口金の種類がE26又はE17」とは、同JISの口金の種類を表す記号が「E26」又は「E17」であるものをいう。
- 7 本項の電球形LEDランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法-第3部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。
- 8 本項の電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の60%以下になるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、JIS C 7620-2(一般照明用電球形蛍光ランプ-第2部:性能仕様)の定格寿命に準ずるものとする。
- 9 調達を行う各機関は、非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。

公共工事 LED道路照明

判断の基準

○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)である場合は、次の基準を満たすこと。
- ア. 標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。
- イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。
- ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。
- ②トンネル照明器具(基本照明)である場合は、次の基準を満たすこと。
- ア. 標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。
- イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。
- ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。
- ③トンネル照明器具(入口照明)である場合は、次の基準を満たすこと。
- ア. 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。
- イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。
- ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。

- 備考) 1 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測定方法)及びJIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測定方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライティング)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値(LEDモジュールの規定光束)の80%未満になった時点(不点灯とみなす)までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表1 道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ	標準皮相電力
連続照明	a 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	b 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	
	c 3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	
	d 3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	180 VA
	e 2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格	
	f 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	
	g 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	175 VA
	h 3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	
	i 3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	
	j 2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120 VA
	k 平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り	
	l 平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し	
	歩道照明	- 平均路面輝度 5 lx
- 平均路面輝度 10 lx		40 VA
局部照明	m 十字路(2車線×2車線) 20 lx	160 VA
	n 十字路(2車線×2車線) 15 lx	125 VA
	o 十字路(2車線×2車線) 10 lx	95 VA
	p 十字路(4車線×2車線) 20 lx	連続照明用 125 VA 交差点隅切り部用 120 VA
	q 十字路(4車線×2車線) 15 lx	連続照明用 95 VA 交差点隅切り部用 95 VA
	q' 十字路(4車線×2車線) 10 lx	連続照明用 70 VA 交差点隅切り部用 70 VA
	r 十字路(4車線×4車線) 20 lx	連続照明用 125 VA 交差点隅切り部用 120 VA
	s 十字路(4車線×4車線) 15 lx	連続照明用 95 VA 交差点隅切り部用 95 VA
	t 十字路(6車線×4車線) 20 lx	連続照明用 125 VA 交差点隅切り部用 120 VA
	u 十字路(6車線×4車線) 15 lx	連続照明用 95 VA 交差点隅切り部用 95 VA
	- T字路(2車線×2車線) 20 lx	95 VA
	- T字路(2車線×2車線) 15 lx	70 VA
	- T字路(2車線×2車線) 10 lx	70 VA
	- T字路(4車線×2車線) 20 lx	連続照明用 125 VA 交差点隅切り部用 120 VA
	- T字路(4車線×2車線) 15 lx	連続照明用 95 VA 交差点隅切り部用 95 VA
	- T字路(4車線×2車線) 10 lx	連続照明用 70 VA 交差点隅切り部用 70 VA
	- Y字路(4車線×2車線) 20 lx	125 VA
	- Y字路(4車線×2車線) 15 lx	95 VA
	- Y字路(4車線×2車線) 10 lx	70 VA
	v 歩行者の背景を照明する方式 20 lx	180 VA
	- 歩行者の背景を照明する方式 10 lx	95 VA
	w 歩行者の自身を照明する方式 20 lx	180 VA
	- 歩行者の自身を照明する方式 10 lx	95 VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED道路トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月 国土交通省)による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
- 3 電球形LEDを用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

公共工事(照明機器 照明制御システム)

判断の基準

○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。

表2 トンネル照明器具(基本照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ	標準皮相電力	
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの 断面含む)	x(1/2低減)	設計速度40(km/h) 2車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z(1/2低減)	設計速度50(km/h) 2車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb(1/2低減)	設計速度60(km/h) 2車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度40(km/h) 2車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度40(km/h) 2車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度50(km/h) 2車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度50(km/h) 2車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度60(km/h) 2車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度60(km/h) 2車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	dd	設計速度70(km/h) 2車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA
高速自動車 国道等	ee	設計速度70(km/h) 2車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度80(km/h) 2車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度80(km/h) 2車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED道路トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成27年3月 国土交通省)による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具(入口照明)の標準皮相電力

種別	標準皮相電力
NH 70W相当	50 VA
NH 110W相当	75 VA
NH 150W相当	105 VA
NH 180W相当	160 VA
NH 220W相当	205 VA
NH 270W相当	250 VA
NH 360W相当	290 VA

備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当のLEDトンネル照明器具をさす。

出典

- グリーン購入法改訂平成31年2月8日閣議決定 環境省報道発表
<http://www.env.go.jp/press/106427.html>
 環境物品等の調達の推進に関する基本方針
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>
 グリーン購入調達者手引き 平成31年2月版
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/h31_tyoutatusya.pdf
 説明会資料
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/h30_mat/h30_mat02.pdf